○出雲市自治基本条例（仮称）市民懇話会設置要綱

（設置）

第１条　地方分権時代にふさわしい出雲市における自治の理念、市民参画をはじめとしたまちづくりの基本的な仕組みを定める自治基本条例（以下「条例」という。）の制定に向け、出雲市自治基本条例（仮称）市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（懇話会の職務）

第２条　懇話会は、条例に関する事項について調査、研究及び検討を行うとともに、提言書を作成し、市長に提出するものとする。

（組織）

第３条　懇話会は、委員２５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）公募による市民

（２）まちづくりに取り組む団体等に属する者

（３）その他市長が必要と認める者

３　懇話会は、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

４　アドバイザーは、３人以内とし、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

５　アドバイザーは、前条に掲げる所掌事務に関し、委員及び事務局（第９条に規定する懇話会の庶務を行う課をいう。）に対し必要な助言を行うものとする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、１年以内とする。ただし、再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　懇話会に、会長１人及び副会長２人を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　懇話会の会議は、原則公開で行うものとする。

４　懇話会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（分科会）

第７条　懇話会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第８条　委員及びアドバイザーの報酬は、市長が別に定める額とする。

２　委員及びアドバイザーの費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例（平成１７年出雲市条例第３６号）の規定を準用し、支給する。

（庶務）

第９条　懇話会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会の同意を得て、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　第６条第１項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初に開催される懇話会の招集は、市長が行うものとする。